

転入・転出に

関するお知らせ

転入・転居・転出など、住所に関する届出は期間内に済ませましょう。

■市民課(内線100)

◎転入・転出などの届出(各住民センターでも手続きできます)

転居届

転居した日から14日以内

必要なもの

- ・国民健康保険証(加入者のみ)
- ・印かん
- ・通知カード(マイナンバー)または個人番号カード
- ・住基カード(お持ちの人のみ)

転入届

転入した日から14日以内

必要なもの

- ・前住所地の転出証明書
- ・印かん
- ・国外から転入の場合はパスポート
- ・通知カード(マイナンバー)または個人番号カード
- ・住基カード(お持ちの人のみ)

転出届

転出する日まで

必要なもの

- ・国民健康保険証(加入者のみ)
- ・印かん
- ・個人番号カード(お持ちの人のみ)
- ・住基カード(お持ちの人のみ)

世帯主変更届・世帯分離届 世帯合併届

変更があった日から14日以内

必要なもの

- ・国民健康保険証(加入者のみ)
- ・印かん

※届出人の本人確認を行いますので、運転免許証などの身分証明書をご持参ください。
※住基カードや個人番号カードでの転入・転出届や新しい住所の書き換え、外国人の住所異動は、住民センターでは受け付けできません。

転入・転出時はいろいろな手続きが必要です。該当する人は、忘れずに手続きしてください。

印かんの登録・廃止
※住所地での登録できます。転出の際は市民カードを返却してください。

市民課(内線100)

国民健康保険
国保けんこう課(内線112)
または 市民課(内線100)

国民年金
市民課(内線113)

後期高齢者医療保険
国保けんこう課(内線110)

介護保険
長寿介護課(20)7301

児童手当・児童扶養手当
こども政策課(54)9100

**妊婦・乳幼児健診
受診票の交付**
こども家庭課(54)9100

特別児童扶養手当・特別障害者手当
障害福祉課(20)7306

**障害者手帳などの
住所変更**
障害福祉課(20)7306

**原爆手帳・手当証書の
住所変更**
福祉総務課(内線157)

**上下水道の使用
開始・中止**
上下水道局(53)1111

小・中学校の転校
教育委員会(内線362)
※手続きの一部は市民課

引っ越しで出た家庭ごみは休日にも持ち込めます

家庭ごみに限り、次の休日も持ち込みができます。

とき 3月27日(日)、4月3日(日)

いずれも午前8時30分～11時30分

※ごみの持ち込みは有料です。持ち込むときは事前にご連絡ください。

※ごみの分別など詳しくはご連絡ください。

■環境センター(54)3100

飼い犬も登録手続きが必要です

飼い主の転居や変更、また、新しく犬を飼いはじめたり、飼い犬が死亡した場合は届出が必要です。

申請場所 環境保全課、各住民センター、市が委託している動物病院

持参品 鑑札

※旧住所地の鑑札をお持ちの人は無料で交換します。紛失した人は再交付が必要です。(再交付手数料1,600円)

新規登録料 3,000円

※電話では受け付けできません。

■環境保全課(内線144)

**進学や就職で引っ越したら
住民票を移しましょう**

7月に予定されている参議院議員選挙から、投票できる年齢が18歳以上に引き下げられます。選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されている必要があります。進学や就職など引越に伴う転入・転出の届出を正しく行い、ぜひ選挙で投票しましょう。

■選挙管理委員会(内線341)